

船舶事故調査報告書

令和4年7月20日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

| | |
|---|--|
| 事故種類 | 火災 |
| 発生日時 | 令和4年1月27日 06時00分ごろ |
| 発生場所 | 長崎県五島市倭寇漁港北東方沖 倭寇港A南防波堤灯台から真方位018°100m付近 （概位 北緯32°34.8′ 東経128°46.8′） |
| 事故の概要 | 漁船第二真栄丸は、操業中、機関室から火災が発生した。 第二真栄丸は、船長が負傷し、機関室等に焼損を生じた。 |
| 事故調査の経過 | 令和4年1月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | 漁船 第二真栄丸、4.79トン NS3-66491（漁船登録番号）、個人所有 9.55m(Lr)×2.30m×0.90m、FRP ディーゼル機関、95.6kW、昭和55年2月15日 第292-21484号（船舶検査済票の番号） |
| 乗組員等に関する情報 | 船長 85歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年3月19日 免許証交付日 令和3年11月9日 （令和9年10月8日まで有効） |
| 死傷者等 | 軽傷 1人（船長） |
| 損傷 | 機関室及び船体上部構造物に焼損（全損） |
| 気象・海象 | 気象：天気 曇り、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1.0m |
| 事故の経過 | 本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、刺網漁の目的で、令和4年1月27日05時45分ごろ倭寇漁港を出航し、05時50分ごろ漁場に到着した。 船長は、発電機を起動して作業灯を点灯し、前日に仕掛けた刺網の揚網を操舵室から甲板員に指示し、甲板員が右舷船首部で揚網作業を行っていたところ、06時00分ごろ、船尾部から異音が聞こえたので振り向くと左舷後部甲板付近に炎を認めた。 |

| | |
|---|---|
| | <p>甲板員は、船長と同様に火災に気づき、操舵室外部の前方に設置されたスイッチを入れて雑用海水ポンプを始動し、初期消火を試みたものの、火勢が強く、海水ポンプがすぐに停止してしまい、消火活動を断念して、揚網中の網を切り離れた。</p> <p>船長は、港内に本船を移動させようとしたが途中で主機が停止し、甲板員が足の不自由な船長を操舵室から船首部に避難させて、倭寇漁港から出航してきた僚船に救助を依頼し、腕に火傷を負った船長と共に来援した同船に移乗したのち、119番通報した。</p> <p>本船は、風によって倭寇漁港内まで流されたのち、消防署及び僚船の消火作業により鎮火されて沈没し、後日、引き揚げられて解体された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p> |
| <p>その他の事項</p> | <p>船長は、平成28年1月に本船を中古で購入し、本事故前日、半年ぶりに出漁して投網を行ったのち、発電機を起動させて低速で短時間の運転をして、様子を見たものの、配電盤の点検は行っていなかった。</p> <p>本船は、船体中央部付近に操舵室が、同室下方に機関室が配置されていた。</p> <p>主機は、過給機空気冷却器付4シリンダ4サイクルのディーゼルエンジンで、機関室の後部寄りに据え付けられていた。</p> <p>発電機(10kVA)は、機関室の左舷前部に1台あり、主機出力軸前端部からクラッチ及びプーリを経てVベルトで駆動されるようになっていた。</p> <p>本船は、A重油を主機の燃料油としており、本事故当時、主機の両舷に設置された燃料タンクにA重油が合計約600ℓ入れられていた。</p> <p>本船は、令和2年5月に日本小型船舶検査機構の定期検査を受けており、業者による絶縁抵抗の測定が行われた際には異常がなかった。</p> <p>本船は、消防本部によれば、発電機から配電盤間の電気配線が経年劣化により短絡を起こして短絡火花が発生し、その後も絶えず電力の供給が続いたことと、電気配線が燃えやすく火花が助長したことにより、FRPへ着火したものと推定され、出火原因は電線の短絡であると判定された。</p> <p>本船は、消火設備として操舵室及び機関室に粉末式消火器が各1本並びに機関室に自動拡散型消火器が設置されていたが、自動拡散型消火器は本事故発生時の作動状況が不明であり、火災探知器が設置されていなかった。</p> |
| <p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> | <p>なし</p> <p>あり</p> |

| | |
|--------------------------------|--|
| <p>気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p> | <p>なし</p> <p>本船は、倭寇漁港北東方沖において操業中、発電機から配電盤間の電気配線が経年劣化により短絡を起こしたことから、短絡火花が発生して、電気配線の被覆に引火し、FRPの船体に延焼して出火したものと考えられる。</p> <p>船長は、本事故発生前、約半年間休漁しており、その間、配電盤及び電気配線等の点検を行っていなかったことから、電気配線が経年劣化していることに気付かなかったものと考えられる。</p> |
| <p>原因</p> | <p>本事故は、夜間、本船が、倭寇漁港北東方沖において操業中、発電機から配電盤間の電気配線が経年劣化により短絡を起こしたため、短絡火花が発生して、電気配線の被覆に引火し、FRPの船体に延焼して出火したことにより発生したものと考えられる。</p> |
| <p>再発防止策</p> | <p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、配電盤及び電気配線等の点検を定期的に行い、経年劣化等の異常がないか確認し、不具合があれば、交換や修理を行うこと。 ・ 船舶所有者は、機関室に火災探知器を設置することが望ましい。 |

付図1 事故発生場所概略図

